明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○保安林の指定施業要件を変更する件
（農林水産二六六～四〇〇）　一
○保安施設地区の指定をする件
（同四〇一～四〇三）　二九
〔公　告〕
諸事項　二九
裁判所
破産、免責、再生関係　二九
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十三条第一項の規定に
基づく登録関係　三三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　三五
会社その他
会社決算公告　三五

告示

○農林水産省告示第二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県岡崎市八ツ木町字池ノ上六の一、八の二、八の五から八の一〇まで、八の一八、八の三四、八の三五、八の四四、八の四六、一七の一、二六の一、二九の二、二九の二五から二九の二七まで、三七の一、三八の一、四五の一、四六の四、四六の五、四六の一三、四六の二五、四六の三〇、四六の三一、八の一・八の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字郷北ノ切六二の二、六二の三、六八の一、六八の一八から六八の二七まで、六八の三二、字八反田四六の一から四六の三まで、四六の二四から四六の二六まで、五三の一、五四の一、字広美一の一、二の七、二の八（次の図に示す部分に限る。）、一一の一五、一二の一〇、一九の一から一九の六まで、二四の二、二四の五から二四の七まで、二四の一九、二四の三三、二四の三四、二七の一、二七の七、二七の八、三一の七から三一の一二まで、三二の一、三二の二、三九の一から三九の三まで、五三の一一、仁木町字八反田五一の六（次の図に示す部分に限る。）、五一の五四、五一の五五、五三の二二、真福寺町字北谷三〇、三一、五八、六四、六五の一、六五の二、六八、六九の三、六九の四、八〇、八二、八三の二、八三の三、八七の一、八七の二、八八、八九、九〇の一、九〇の二、九一、九四から九六まで、一〇六、一〇七、一一三、一一五から一一八まで、一一九の二、一二〇、一二二の二、一二三の二、一二四、一二七の二、一三三、一三七の一、一三七の三、一三八、一四〇、一四一、一四四から一四六まで、一四七の一から一四七の三まで、一四八の一、一四八の二、一五一、一五二、一五四の一、一五五の二、一五九の二、一六〇の一、字越田九、九の一、九の二、一三、六一の一、六一の二、六五の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県北設楽郡豊根村古真立字滝原山二の一、四、五の一、六、七、富山字大沼四四の五、四四の七、坂宇場字萩太郎一〇の一六、一〇の一七（次の図に示す部分に限る。）、設楽町豊邦字古田三の二、四の三、東栄町大字振草字古戸釜中八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び東海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県東海市荒尾町上畑二一、二三の三、西丸山四七の一、四七の二・四七の二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四七の二五、四七の二六、五一の一、五二の一、五二の三、五五の二、東丸山六（次の図に示す部分に限る。）、中切二の三、五、六の三、七の二、九の二、一二の二、一三、一四、一六の二、三四の第一、三九の一、五一の二、下畑三〇の三、三三の二、四一の一、五七の五、六三

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び東海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県新城市池場字亀渕九・一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇から一二まで、一四、一五、川合字椎代一の二（次の図に示す部分に限る。）、字八石一の六、一一、一一の二から一一の四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県岡崎市八ツ木町字池ノ上六の一、八の二、八の五から八の一〇まで、八の一八、八の三四、八の三五、八の四四、八の四六、一七の一、二六の一、二九の二、二九の二五から二九の二七まで、三七の一、三八の一、四五の一、四六の四、四六の五、四六の一三、四六の二五、四六の三〇、四六の三一、八の一・八の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字郷北ノ切六二の二、六二の三、六八の一、六八の一八から六八の二七まで、六八の三二、字八反田四六の一から四六の三まで、四六の二四から四六の二六まで、五三の一、五四の一、字広美一の一、二の七、二の八（次の図に示す部分に限る。）、一一の一五、一二の一〇、一九の一から一九の六まで、二四の二、二四の五から二四の七まで、二四の一九、二四の三三、二四の三四、二七の一、二七の七、二七の八、三一の七から三一の一二まで、三二の一、三二の二、三九の一から三九の三まで、五三の一一、仁木町字八反田五一の六（次の図に示す部分に限る。）、五一の五四、五一の五五、五三の二二、真福寺町字北谷三〇、三一、五八、六四、六五の一、六五の二、六八、六九の三、六九の四、八〇、八二、八三の二、八三の三、八七の一、八七の二、八八、八九、九〇の一、九〇の二、九一、九四から九六まで、一〇六、一〇七、一一三、一一五から一一八まで、一一九の二、一二〇、一二二の二、一二三の二、一二四、一二七の二、一三三、一三七の一、一三七の三、一三八、一四〇、一四一、一四四から一四六まで、一四七の一から一四七の三まで、一四八の一、一四八の二、一五一、一五二、一五四の一、一五五の二、一五九の二、一六〇の一、字越田九、九の一、九の二、一三、六一の一、六一の二、六五の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県北設楽郡豊根村古真立字滝原山二の一、四、五の一、六、七、富山字大沼四四の五、四四の七、坂宇場字萩太郎一〇の一六、一〇の一七（次の図に示す部分に限る。）、設楽町豊邦字古田三の二、四の三、東栄町大字振草字古戸釜中八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び東海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県東海市荒尾町上畑二一、二三の三、西丸山四七の一、四七の二・四七の二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四七の二五、四七の二六、五一の一、五二の一、五二の三、五五の二、東丸山六（次の図に示す部分に限る。）、中切二の三、五、六の三、七の二、九の二、一二の二、一三、一四、一六の二、三四の第一、三九の一、五一の二、下畑三〇の三、三三の二、四一の一、五七の五、六三

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び東海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県新城市池場字亀渕九・一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇から一二まで、一四、一五、川合字椎代一の二（次の図に示す部分に限る。）、字八石一の六、一一、一一の二から一一の四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。